

私は、あくまでも個人的意見ですが、消費税は一律にして、十分な所得が得られていない方々には一定額を還付する方式へ転換するのが望ましいんじゃないかと考えております。これは、普及したマイナンバーカードの活用で十分可能な方法だと思えます。そうすれば、インボイスも廃止できるでしょう。

やはり租税の原則である公平、中立、簡素の三原則に立ち返って更に検討を進めるべきことを申し述べて、私の質問を終えさせていただきたいと思えます。

御清聴ありがとうございます。

○古賀千景君 立憲民主・社民・無所属の古賀千景です。

まず初めに、直接決算委員会とは関係ないかも知れませんが、困っているという声をたくさん伺っておりますので、そのことについて質問させていただきます。

今年度から、三人以上の子供を扶養する世帯を対象に、大学などの入学金と授業料等を無償化する制度が始まりました。しかし、手続の締切り期間に合わず、申請できなかった学生が相次いでいるということです。

このことについては御存じでしょうか。そして、文科省としてはどのように対応されましたか。大臣、お願いします。

○国務大臣（あべ俊子君） 委員にお答えさせていただきます。

多子世帯支援を含みますこの高等教育の修学支援新制度の申請でございます。各学校における申請期限、これは各学校がそれぞれ設定することになっているところでございます。他方、今年度は、この支援対象を大幅に拡充をしたこともございまして、各学校設定する期限までに申請できなかった方が相当数存在しているところでございます。

このため、今月二十三日に文部科学省の方から各学校に通知を行いまして、今年度に限りまして、この各学校が設定する申請期限にかかわらず、六月三十日まで申請を受け付ける取扱いということとしていただいております。

引き続き、支援を必要といたします学生等の申請機会を確保できるようにしっかりと取り組んでまいります。

○古賀千景君 全大学六月三十日まででオーケーというふうにしていただけるんでしょうか。

○政府参考人（伊藤学司君） お答え申し上げます。

ただいま大臣からも御答弁申し上げましたとおり、私どもが各大学に対して今丁寧に対応しているところでございます。各大学は、それぞれの事務の手続等もございまして、少し早めに期限を設定していたところもございしますが、それ

らについては私どもの方で、今般、六月三十日までしっかりと受付をするようにと、こういうような連絡をさせていただいたところでございますので、この趣旨をこれからしっかりと各大学の方に徹底をしまいたいというふうに思っております。

○古賀千景君 では、六月三十日というラインで頑張っていたということでしょうか。頑張りですか。

○政府参考人（伊藤学司君） 各大学をしっかりと指導徹底していきながら、そのラインで、本当に支援が必要な学生さんたちが困らないよう、私どもの方でもしっかりと取り組んでまいりたいと思えます。

○古賀千景君 そもそも申請の手続の方法について教えてください。お願いします。

○政府参考人（伊藤学司君） お答え申し上げます。

この多子世帯支援を含みます高等教育の修学支援新制度を利用するためには、学生等がまず各学校を通じ、日本学生支援機構に申請を行うことになります。具体的には、学生等は、所属する各学校に本制度の利用を希望する旨を申し出るとともに日本学生支援機構に申請を行うこと、そして、学生等からの申出を受けた各学校は、学生等が学業成績等に関する基準を満たしているかなどの確認を行い、日本学生支援機構に推薦を行うこととさせていただきます。

これらの手続が必要なことについては、文部科学省のホームページなどに公表する学生や保護者向けの説明資料のほか、日本学生支援機構から学生等に向けて配付、公表する資料や奨学金手続の案内、さらには各学校から学生等向けへの案内などによって周知を図っているところでございます。

○古賀千景君 ありがとうございます。
私のところに届いている保護者からの声を御紹介させていただきます。

昨年末辺りから各大学で案内されていたのですが、余りに成立がぎりぎりだったから、いつから受付を始めたのかよく分かりませんでした。児童手当や奨学金のように親に申請書が送られてくるのかと思っていたら、大学等で子供が申請しなければならず戸惑った。成績証明書、学修計画書等の提出義務が課されている大学もあるのに、大学の締切りが早過ぎる。このような声です。

ほかに、保護者の自署欄があったり郵送が必要だったり、下宿しているところには、保護者に郵送して書いてもらわなければならない、そしてそれが返ってくる、そして申請理由も百六十字以上で記載せよ、そのような大学もたくさんありました。

早い大学は四月中に締め切っています。国会で法の成立があったのは三月三十一日。文科省の対応で申請期間を延長した大学もあり、ありがとうございます。

ございます。申請が始まっていることをまだ知らない学生や保護者もいるのではないかと思います。も危惧されているのが今の実態です。

大体、大学に入って四月って、まず学校の校舎がどうなっているかも分からない。自分の教室、どこに行かなければならない、そしてこれを申請する場所はどこなのかとか、そういうのがすごく難しい、生活するのがやっつんどだと思います。一番早いところは四月十日に締め切りました。これでは無理だと思っております。

この原因について、これからどのように改善していくかと思っていられしやるかも含めてお願いします。

○政府参考人（伊藤学司君） お答え申し上げます。

本年度より開始をいたしました多子世帯への支援拡充につきましては、高校生の進路選択等に役立てていただく必要もあることから、令和五年十二月の閣議決定に基づきまして、昨年の一月から、国会の制度改正の具体的な内容について、法案が成立した場合を前提といたしまして、文部科学省や日本学生支援機構からも度々周知を図ってきたところでございます。

一方、この多子世帯への支援拡充については、昨年度末に所要の法改正を行い、今年度から支援を開始したということで、今委員御指摘ございま

したように、四月になってから具体的手続が動くというところもございましたので、支援の対象になると学生またその保護者が気付いたときには申請が締め切られていた、また、学生、保護者の中には、申請しなくても自動的に支援がされるというふうに誤解をしていたなど、制度の存在や申請手続の必要性について十分に情報を届けられずに、各学校が設定した申請期間に間に合わなかった学生が相当いたというふうに考えてございまして、私ども、今後、この支援の二年度目以降に当たります来年度以降はこうしたことがないよう、今年度中に様々な周知徹底をまた更に進めてまいりたいというふうに思っております。

○古賀千景君 六月三十日までという力強いお言葉をいただいとでもうれしく思っておりますが、まだまだほかにも該当する学生が申請していないのではないかとこととか、そういうことも把握する必要性、そして大学にもっともつと、六月三十日まで待てよと、そこをしっかりと文科省として言っていただいたいの思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人（伊藤学司君） お答え申し上げます。

先ほど御答弁を申しましたとおり、しっかりと、今般、今月二十三日に各学校に対しまして通知を行って、各学校が設定している申請期間以降であ

っても、学生等が本制度の利用を希望する旨を申し出た場合には六月三十日まで申請を受け付ける取扱いとすることをお強くお願いをしているところでございますが、これに加えて、各学校に対しては、学生等が本制度や申請期間を了知していなかったということがないように、改めて周知徹底を図ることを要請をしたところでございます。

支援を必要とする学生等の申請機会を確保できるように、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○古賀千景君 来年度周知するために、具体的にはどのようなことをお考えなのか、教えてください。

○政府参考人（伊藤学司君） まず、今年度新しく制度が拡充をいたしましたので、この六月三十日等を踏まえて、しっかりとこの制度を改めて我々としても検証しなければいけないというふうに思っております。

それらを踏まえてになりますけれども、各学校に対して、新しい制度がよりしっかりといくように手続等について周知するとともに、これ今、既にQアンドA等、かなり詳細なものを大学の方にも示しているところでございますが、学生本人、今の若い学生は、文書だけホームページに載っているよと言ってもなかなかこれは御理解いただけないところでもございますので、いわゆるSNS等の媒体も活用しながら、学生やその保護者にも届くように、これ、日本学生支援機構と一緒に様々な工夫をしてまいりたいというふうに思っております。

○古賀千景君 私が伺った中では、再度申請をしても、その締切りまで終わったよという大学ももう既にあるようですので、そこをもっと、六月三十までというところでもよろしく願います。

この制度、とても私はいいい制度だと思っております。経済的に厳しい子供たちが進学を諦める姿を私は教員としてたくさん見てきました。そんな学生を救う第一歩だとは思っております。是非、学生への周知徹底、そして大学による妥当な申請期間の検討等を行っていただきたいと思っております。

しかし、この法案には不十分な点もあり、不安の声もまだあります。扶養する子供が卒業してしまふとそれ打ち切られてしまうために、僕は、お兄ちゃん、お姉ちゃんが大学卒業したらうちは駄目だから、もう進学は諦めようという子供たちの生徒の声です。

このようなところもしっかりと、また法改正というところも今後考えていくべきだと思っておりますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣（あべ俊子君） まずは本制度をしつかりと周知をして、またそれを実施した上で、また次の検討もさせていただきたいというふうに思っています。

○古賀千景君 では、話題を変えます。

令和六年度教員採用試験において、小中高等学校教員の採用倍率がいずれも過去最低となりました。宮崎県の小学校では〇・九倍、中高などを含めた全体倍率も二・一倍と、過去最低を記録しています。

このことについての認識、そして改善に向けた取組状況について、大臣、お願いします。

○国務大臣（あべ俊子君） 委員にお答えいたします。

令和六年度教員採用選考での採用倍率でございますが、小学校で二・二倍、また中学校で四・〇倍、高等学校で四・三倍と、それぞれ過去最低でございます。この採用倍率の低下、また受験者数減少の傾向が続いている状況につきまして、私どもも強い危機感を持って受け止めているところでございます。

採用倍率低下の要因といたしましては、教師の年齢構成に起因をいたします。大量退職等に伴うこの採用者数の増加、また、それに伴います既卒の受験者数の減少によるところが大変大きくございまして、文部科学省といたしましては、意欲ある教師志願者を確保するために、社会人経験等を

加味いたしましたこの特別選考、また教員採用選考試験の早期化、また複数回実施等の工夫改善を引き続き各教育委員会に促しますとともに、学校における働き方改革、また処遇改善、学校の指導運営体制の充実も含めまして、この教職の魅力向上に向けた取組を進めてまいりたいというふうに思います。

○古賀千景君 今、年齢構成という話がありましたが、実は年齢構成、私が教員している頃はワイングラスと言われていました。高齢者が多い、真ん中が少ない、そして若い人が増える。

なぜかというところ、この細いところは総額裁量制度が入ったからです。あのときに、同じ賃金で二人、正規の一人の給与で二人非正規が雇えたんです。だから、あのときに非正規をがっつと自治体は雇っていききました。正規の採用数を減らしていききました。だから、細く、正規の採用数が減った。

あのときに、既に、管理職がこの時期困るだろうな、これから後、若い人が増えていって産育休は増えていくだろうな、これは政府として予想ができたことです。私は、このように少ないのは、欠員になる状況は政府は分かっていたと私は考えていますが、大臣、いかがでしょうか。

○政府参考人（茂里毅君） お答え申し上げます。文科省としては、その教師不足の問題については非常に心を痛めておりまして、実際に採用する

その都道府県教育委員会とともに今取組を進めているところでございます。これだけをやれば解決するという問題ではないと思っております。先ほど大臣から答弁申し上げましたように、様々な取組を複合的に、総合的に組み立てながら取り組む必要があると考えております。

今御指摘のございました、将来的に教師が減るんではないかという、そういう予測が立っていたんではないかという、そういう御指摘でございますが、文科省としては、各都道府県の年齢構成、こういったことをシミュレーションしまして、そのことがないよう、これまでも都道府県教育委員会と連携しながら取組を進めてきたところでございます。

ただ、結果、こういう状況を招いたわけでございますので、今ほど申し上げましたいろんな施策を複合的に、総合的に重ねながら、しっかりと取組を進めてまいりたいと思います。

○古賀千景君 今、採用試験を早めたというお話も大臣からいただきました。大学三年生から受験ができるようになりました。そして、元々七月にやっていた受験を六月に、今年は五月ということ

を原則という形にされていましたよね。辞めているのはなっってからなんです。青田刈りしようとしても、なった後に辞めているということとは、早めても意味がないということです。

そして、五月に、私、非正規二十年やっておりましたが、七月まで、私のときは七月でした、七月まで講師をせずに勉強していた友達もたくさんいました、是非受かりたいって。でも、四か月給料が入らないのはとてもきつかった。四、五、六、七。でも、五月にしたら、二か月しか給料ないんだから、そのくらいなら四月から勉強しますよ。

二か月ぐらいの給料で六月から、今不足しているから六月から働くことができる。そんな人、四月から、特にベテランになったら働きませんよ。早くなつたということが本当にいいことなのかどうか、そこはしっかりと考えていただきたいと思っております。

自治体も頑張っています。春と秋と二回採用試験をしたりとか、それでも、ほかの県でうちの県のA県の受験を、B県でもC県でもA県の採用試験を受験できるようにやったりとか、会場を変えたりしているんですよ。そこまでして自治体も頑張っています。

しかし、昨年、高知県では、教員採用試験の合格者二百八十人のうち辞退者二百四人。ほかのところに流れているんですよ、全部。だから、そうやって自治体は精いっぱい、ほかの県でも受験できるようなってやっているけど、結局それが自治体としてはマイナスになってしまった。そのような状況で、欠員状態がいっぱい入っているという

ことです。

政策が逆になっていっていると私は思っています。担任がいない。学校は、みんなで力を出し合っていて、どうにかして補っていかうと頑張っている。困るのは子供だから、子供のために精いっぱいやってきましたが、もう学校は限界です。業務を減らすところがありません。ばたばたと教職員が倒れています。学校や自治体ではなく、国が業務削減、定数増、教育課程の見直しをしなければなりません。給特法の改正案も今審議されていますが、より突っ込んだ国の政策が必要だと思っております。

そして、このような状況の中、令和五年度、公立学校教員の精神疾患による休職者数が七千九人で、過去最多を更新しました。このことに関する認識を、大臣、お願いします。

○国務大臣（あべ俊子君） 本来に委員御指摘のとおり、近年、精神疾患によって休職する教師が増加しているところをごいまして、大変重大な課題であると私どもも認識しているところでございます。

こうした中にありまして、教員のメンタルヘルス対策、喫緊の課題でございまして、教師が心身の健康を害することなく子供たちと向き合っているながら生き生きと働ける環境の整備に向けまして、国、教育委員会、学校を始めとして、関係者

が丸となって取り組んでいくことがまさに必要不可欠であると私どもも考えているところでございます。

○古賀千景君 知っていただきたいのは、この七千九十九人は氷山の一角だということです。その下に予備軍の方がたくさんいらっしゃいます。休職せずにぎりぎり頑張っている教職員がいる。同僚に申し訳ないと思いますが、病院に通いながら働いている教職員もこの下にたくさんいます。過労死もあります。教職員の命が奪われています。しかし、給特法という法律があり、勤務時間外の業務は教職員の自主的、自発的な業務と位置付けられ、過労死さえも認められない。

文科省はこの認識がありますか。そして、そんな教職員を救わなければならないと思いませんか。過労死された教職員の家族の思いが分かりますか。大臣、お願いします。

○国務大臣（あべ俊子君） 本来に子供たちのためにと懸命に教育活動に従事していた教師の方々が過労死に至ってしまうということは、本人はもとよりでございますが、その御家族にとっても計り知れない苦痛であるとともに、児童生徒にも重要な影響を及ぼすものでございまして、あつてはならないと私どもも考えています。

教師の過労死を未然に防ぐためにも、今国会に提出いたしました給特法等の改正法案の内容も踏

まえまして、学校における働き方改革の更なる加速化を図るとともに、学校における指導、運営体制の充実も含めまして、総合的に取組を進めてまいりたいというふうに思います。

また、令和五年度から教員のメンタルヘルス対策に対しまして調査研究事業を実施しているところでございまして、専門家等と協力をしながら、効果的な取組の研究、また事例の創出などにも取り組んでまいります。

文科省といたしましては、引き続き、教師が健康を害することなく心身共に健康な状態で生き生きと児童生徒と向き合うことができるよう、全力で取り組んでまいります。

○古賀千景君 今言われた給特法は、四項目以外は残業はないと決められています。ですので、私が一番給特法の問題だと思うのは、教職員から時間の概念を奪ったんです、この五十年間。幾ら働いても時間外手当はない。そして、労基法だったら、会社が時間外勤務手当になったときに残業代として払わなければならない。給特法は幾ら大きくなっても払わなくていいんですよ。だからすぐ都合のいい法律なんです。

だから、ほかのところの一般のところでは、残業させないように業務を減らそう、減らそう、残業代払わんでいいと頑張ろうとするけれども、給特法は誰もその業務削減をしてくれないんです、

お金払わなくていいから。ですので、そのようなことをきちんと頭に入れておいていただきたい。

○〇教育、英語など、そんなことがたくさん入ってきて、副教材で学校には配っていますと言われますが、副教材が来て、それをどう子供たちに理解させ、どう授業を組み立てるかが、それで私たちは勝負をしているんです。与えられるだけではありません。そこで考えている。いろんなものを入れるだけ入れて何も減らさない、そのことを是非やめていただきたい。

私は、今検討されている学習指導要領の内容や授業時数を是非削減していただきたいと思っております。理由は、先日、大臣にも聞いていただいたと思っております。お金は掛かりません。大臣、いかがですか。

○政府参考人（日向信和君） お答えいたします。現在、中央教育審議会で次期教育課程の見直しが行われております。いろいろな御指摘をいただいているところでございます。そうしたことを踏まえて、専門家の皆様方で今御検討いただいているところでございます。

○古賀千景君 授業の時数と子供の学力は比例しません。子供が自主的に学べるような教材研究をする時間を是非教職員に与えてください。そのために指導要領を減らしてほしい。強く要望します。

次の話題に移ります。

先日、羽田議員よりもGIGAスクール構想のことで話があったと思います。私は、そもそも高校生への学習端末が国の予算によって自治体に、公費になっているところ、保護者負担のところがばらばらであると、このことに大きな問題があるのではないかと思っております。全員が公費負担となっていればこのようなことは生じませんでした。高校授業料の無償化に取り組むに際し、学びに不可欠なツールである端末を高校においても公費負担とすることを付せて進めるべきではないかと考えますが、政府の御見解を伺います。

○国務大臣（あべ俊子君） 委員にお答えします。高等学校における学習用端末の整備方法に関しましては、各設置者において適切に御判断いただくものでございますが、原則保護者負担としている都道府県におきましても、低所得者世帯への貸与、また購入の補助、何らかの支援を行っているというふうにも承知しているところでございまして、国におきましては、高校の学習者用端末を含む学校のICT環境整備計画に策定しているところでございまして、この計画に基づきまして、学習用端末の予備機、また低所得者世帯への貸与機器の整備に必要な経費等につきましては、所要の地方財政措置に講じておりまして、引き続きICT環境の整備に取り組んでまいります。

○古賀千景君 今、パソコンも物価高によってど

んどん上がっている。今、一・五倍に上昇しているそうです。しかし、GIGAスクール構想加速化基金の補助単価は前年度より一・二倍しか増加していない。このことについて、もっとたくさんするべきではないかと思いますが、そのことはいかがですか。

○政府参考人（日向信和君） お答えいたします。GIGAスクール構想による一人一台端末の更新に当たりましては、自治体からの要望や物価高騰を踏まえ、前回整備時から補助基準額を一万円増加したところです。また、在庫補助に当たっては、スケールメリットによるコストの低減等を目的として、都道府県を中心とした共同調達を補助の要件としております。

引き続き、自治体や学校現場の声を十分に聞きながら、学校におけるICT環境の整備に取り組んでまいります。

○古賀千景君 子供を中心と据えた教育政策をしっかりと願います。終わります。

○大椿ゆうこ君 立憲・社民・無所属の大椿ゆうこです。

鈴木大臣に、鈴木大臣いらっしゃいますね、鈴木大臣にお尋ねいたします。

四月二十一日の警察庁の質問で、捜査機関による人質司法に市民社会の強い批判が広がっている